

原子力施設等におけるトピックス
(令和2年4月20日～5月10日)

令和2年5月13日
原子力規制庁

○令和2年4月20日～5月10日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
5月1日	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限の逸脱について	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年4月20日～5月10日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
4月24日	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限を満足していないことの判断と復帰について	LCO逸脱・復帰 24日13:40 (実施計画第25条)

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

令和2年5月1日

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備における 運転上の制限の逸脱について報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（1日）、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、福島第一原子力発電所原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限の逸脱について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象として、報告を受けました。

記

1. 東京電力からの報告内容

令和2年4月24日、東京電力より、福島第一原子力発電所原子炉格納容器内窒素封入設備において、原子炉格納容器へ封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認することを満足できないことから、実施計画に基づく運転上の制限の逸脱と判断した旨の連絡を受けました。その後の調査の結果、消耗品の交換や機器の調整により速やかに復旧できるものではないことから、令和2年5月1日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく報告事象に該当するとの報告を受けました。

東京電力から受けた報告の概要は別紙のとおりです。

2. 原子力規制委員会の対応

本件について、現地の原子力運転検査官が現場で環境への影響がないことを確認しています。

今後、東京電力が行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

以上

《担当》

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室

室長：村田 真一

担当：齊藤

電話：03-3581-3352（代表）

03-5114-2121（直通）

東京電力からの報告の概要
(5月1日13時30分までに受けたもの)

4月24日10時51分頃、福島第一原子力発電所1号機から3号機原子炉格納容器内窒素封入設備の定例試験のため窒素ガス分離装置切替え操作（(B)から(A)へ）を実施し、同分離装置(B)の窒素封入量の指示値が下がらないことを同社社員が確認した。

状況を確認したところ、4月21日以降、同分離装置(B)からの原子炉格納容器への窒素封入量の指示値に変動がなく、一定となっていることを確認した。このため、4月21日から、実施計画第1編第25条（格納容器内の不活性雰囲気維持機能）第2項第3号で定める「当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。」ことを確認できていなかったとし、4月24日13時40分、同条を満足できないと判断、運転上の制限の逸脱を宣言した。

なお、切替え操作後、運転中の同分離装置(A)及び(C)の窒素濃度はそれぞれ99%以上であることを確認したことから、同日13時40分に運転上の制限逸脱からの復帰を判断している。

現場調査を行った結果、同分離装置(B)現場操作盤に電源異常の警報が出ており、また同分離装置(B)が収められているコンテナ内部に、同分離装置(B)内に充填されている活性炭と思われる黒色の粉が飛散し堆積していることが確認された。

これらの状況から、同分離装置(B)の故障は、消耗品の交換や機器の調整により速やかに復旧できるものではないことから、本日5月1日13時30分、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第5号に定める、「発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき」に該当すると判断した。

本事象による外部への放射能の影響はない。

今後、詳細な調査を行う。

以上

東京電力ホールディングス(株)から福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱について報告を受領

令和2年04月24日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年4月24日に東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条第7号の規定に基づき、福島第一原子力発電所の運転上の制限(注1)の逸脱について、下記のとおり報告を受けました。

1. 東京電力ホールディングス(株)からの報告内容

本日(4月24日)午前10時51分頃、原子力格納容器内窒素封入設備の定例試験のため窒素ガス分離装置(B)から(A)に切替操作を実施し、窒素ガス分離装置(B)を停止したところ窒素流量が下がらないことを確認しました。

そのことから、窒素ガス分離装置(B)の指示値(封入量、濃度、圧力等)を過去に遡り確認したところ、実施計画第1編第25条(格納容器内の不活性雰囲気維持機能)第2項第3号で定める「当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。」ことを確認できないことから、午後1時40分、実施計画第1編第25条(格納容器内の不活性雰囲気維持機能)を満足できないと判断しました。

また、当該設備は、本日午前10時51分窒素ガス分離装置(B)から(A)に切替えを実施しており、運転中の窒素ガス分離装置(A)及び(C)の窒素濃度が99%以上であることを確認したことから、運転上の制限逸脱からの復帰を同時刻午後1時40分に判断しました。

なお、格納容器内水素濃度については、運転上の制限で定める2.5%以下を満足していることを確認しています。

2. 原子力規制委員会の対応

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力運転検査官が現場確認等を行い、東京電力ホールディングス株式会社が実施計画に従い、必要な措置を適切にとっているかどうかについて確認しております。

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力ホールディングス株式会社が行う措置の実施状況等について確認します。

(注1) 運転上の制限

実施計画において、格納容器内の不活性雰囲気維持するため、格納容器内の水素濃度の監視状態等を定めているものです。これを満足しない状態が発生すると、発電用原子炉設置者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに適正な状態への復旧等の措置を行うことが求められます。

なお、それらの措置を講ずれば、実施計画違反に該当するものではありません。

関係ページ

[東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

[原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書](#)

▶ [北海道電力株式会社 泊発電所](#)

▶ [電源開発株式会社 大間原子力発電所](#)

▶ [東京電力ホールディングス株式会社 東通原子力発電所](#)

▶ [東北電力株式会社 東通原子力発電所](#)

▶ [東北電力株式会社 女川原子力発電所](#)

▶ [東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所](#)

▶ [東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所](#)

▶ [東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所](#)

▶ [日本原子力発電株式会社 東海第二発電所](#)

▶ [日本原子力発電株式会社 東海発電所](#)

▶ [中部電力株式会社 浜岡原子力発電所](#)

▶ [北陸電力株式会社 志賀原子力発電所](#)

▶ [日本原子力発電株式会社 敦賀発電所](#)

▶ [関西電力株式会社 美浜発電所](#)

▶ [関西電力株式会社 大飯発電所](#)

▶ [関西電力株式会社 高浜発電所](#)

▶

原子力規制庁

原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

室長：竹内 淳

担当：林田

電話（直通）：03-5114-2120

電話（代表）：03-3581-3552

[中国電力株式会社 島根原子
力発電所](#)

▶ [四国電力株式会社 伊方発電
所](#)

▶ [九州電力株式会社 玄海原子
力発電所](#)

▶ [九州電力株式会社 川内原子
力発電所](#)

[ページトップへ](#)

原子力に関するお問い合わせは
こちら

03-5114-2190

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会（法人番号 9000012110002）

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL：03-3581-3352（代表）

[地図・アクセス](#)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

（原子力規制委員会HP掲載）

福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限を満足していないことの判断と復帰について

2020年04月24日

2020年4月24日
東京電力ホールディングス株式会社

本日（4月24日）午前10時51分頃、原子炉格納容器内窒素封入設備の定例試験のため窒素ガス分離装置（B）から（A）に切り替え操作を実施し、窒素ガス分離装置（B）を停止したところ窒素流量が下がらないことを当社社員が確認しました。

そのことから、窒素ガス分離装置（B）の指示値（封入量、濃度、圧力等）を過去に遡り確認したところ、実施計画第1編第25条（格納容器内の不活性雰囲気維持機能）第2項第3号で定める「当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。」ことを確認できないことから、午後1時40分、実施計画第1編第25条（格納容器内の不活性雰囲気維持機能）を満足できないと判断しました。

また、当該設備は、本日午前10時51分窒素ガス分離装置（B）から（A）に切替を実施しており、運転中の窒素ガス分離装置（A）および（C）の窒素濃度が99%以上であることを確認したことから、運転上の制限逸脱からの復帰を同時刻午後1時40分に判断しました。

なお、格納容器内水素濃度については、運転上の制限で定める2.5%以下を満足していることを確認しています。

状況は以下のとおりです。

・設備の状況	窒素ガス分離装置の切り替えを行い、（A）および（C）運転中
・応急措置	なし
・影響拡大の有無	なし
・外部への影響	なし（プラントパラメータ、モニタリングポスト、構内敷地境界連続ガスモニタの指示にも有意な変動はないことを確認しています。）

以上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）



HOME [リリース・お知らせ一覧](#) [報道関係各位一斉メール](#) [報道関係各位一斉メール2020年一覧](#) [福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限を満足していないことの判断と復帰について](#)

TEPCO

持株会社
TEPCO
東京電力ホールディングス

火力発電・燃料
TEPCO
東京電力フエエル&パワー

送電・配電

東京電力パワーグリッド

電気・ガス・くらし
TEPCO
東京電力エナジーパートナー

再生可能エネルギー
TEPCO
東京電力リニューアブルパワー

公式アカウント：[Twitter](#) [Facebook](#) [Instagram](#) [YouTube](#)

[サイトマップ](#) [サイトのご利用にあたって](#) [当社の個人情報の取扱いについて](#) [ご注意ください](#)

© Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc.

福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限を満足していないことの判断と復帰について（続報）

2020年05月01日

2020年5月1日
東京電力ホールディングス株式会社

本年（2020年）4月24日にお知らせした、原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限を満足していないことの判断と復帰について、その後の状況をお知らせします。

調査の結果、窒素ガス分離装置（B）本体のパッケージ内部に黒色の粉が飛散し、堆積していることを確認しました。この黒色の粉がパッケージ内部に設置しているコントローラに流入したため、電源異常に至り、窒素ガス分離装置（B）の窒素濃度等の指示値が、集中監視室において確認できなくなった可能性があると考えております。このため、今後詳細な調査を行ってまいります。

これまでの調査状況等を整理した結果、本日（5月1日）午後1時30分、本件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第5号「発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかったとき。」に該当すると判断しました。

なお、現在の窒素ガス分離装置の運転状態に異常はありません。また、プラントパラメータ、モニタリングポスト、構内敷地境界連続ダストモニタの指示にも有意な変動はありません。

以上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）



HOME リリース・お知らせ一覧 報道関係各位一斉メール 報道関係各位一斉メール2020年一覧 福島第一原子力発電所 原子炉格納容器内窒素封入設備における運転上の制限を満足していないことの判断と復帰について（続報）

TEPCO

持株会社
TEPCO
東京電力ホールディングス

火力発電・燃料
TEPCO
東京電力フエエル&パワー

送電・配電

東京電力パワーグリッド

電気・ガス・くらし
TEPCO
東京電力エナジーパートナー

再生可能エネルギー
TEPCO
東京電力リニューアブルパワー

公式アカウント：   

サイトマップ サイトのご利用にあたって 当社の個人情報の取扱いについて ご注意ください

© Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc.